

開催年月日 令和2年2月26日（水）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 保健福祉部長 橋本 彰人
 健康安全局長 竹縄 維章
 医務薬務課長 竹澤 孝夫
 がん対策等担当課長 東 幸彦
 国保広域化担当課長 岡本 直樹

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 新型コロナウイルス肺炎対策について (一) 欠</p> <p>(二) 感染力及び死亡率について これまでの水際対策的対処方法では、それで防ぎきれずというのが実態で、現状では国内で人から人への感染が起きているという新たな局面に入ったというふうに認識をしております。どういう病気なのか分からないということで、道民の不安が高まっているというふうに感じております。</p> <p>患者さんに関する情報も限られている中で、感染力、あるいは死亡率について、確定的な情報があるのか判然としませんが、感染力、死亡率について示せる情報をぜひこの場でお示しください。インフルエンザとの比較ではどうなのか、SARS、MERSとの比較ではどうなのか、お示しください。</p> <p>(三) 道民に対する感染防止対策について 不安解消とともに正確な情報、適切な感染防止策を伝えるということが重要だと考えております。発熱時にどこの医療機関にいつ、どういうタイミングで受診したらいいかなども含めて、道民向けの有効な感染予防策というのはどういうもので、どのように普及啓発するのか伺います。</p> <p>(四) 医療機関に対する感染防止策について 一般的な感染防止策について、普及啓発することもちろん重要でありますけれども、感染が疑われるなど自分で思った方が医療機関に行くわけですから、その医療機関で感染が広がらないというような対策が、極めて重要だと思います。</p> <p>医療機関に対する国の通知は、保健所を通じて配布されておりますが、それでは十分とは言えないのではないかと思います。医療機関に対して、どのような働きかけやあるいは連絡をしているのか伺います。</p>	<p>【がん対策等担当課長】 新型コロナウイルス感染症についてでございますが、日本環境感染学会などの公表によりますと、現時点において、新型コロナウイルスの感染力は、SARS、MERSよりも低いレベルであり、インフルエンザとは、同程度とされております。</p> <p>また、致死率は、中国湖北省において約2%とされており、SARS、MERSよりも低いものの、約0.1%であるインフルエンザよりも高い状況でございます。</p> <p>なお、新型コロナウイルスにつきましては、検査をしていない患者が多数存在することが考えられ、致死率は、今後さらに低下する可能性があると考えられております。</p> <p>【がん対策等担当課長】 道民への普及啓発についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症に関する特徴や、咳エチケットやこまめな手洗いなど、感染予防のために日常生活で気を付けていただくこと、さらに、どのような症状の方が、どのようなタイミングで相談や受診をいただくのが適切かをわかりやすく解説した道民向けのリーフレットを作成し、市町村や関係団体等を通じて、道民や事業者等へ幅広く周知をしているところでございます。</p> <p>また、保健所等に開設しております「相談センター」におきましては、感染が疑われる方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐため、きめ細やかな相談対応や受診調整などを行っているところでございます。</p> <p>【医務薬務課長】 医療機関におけます感染防止対策についてでございますが、道では、各医療機関に対する立ち入り検査の機会などを活用いたしまして、厚生労働省通知に基づきます、院内感染防止対策として手洗い、手袋、マスクの着用等を指導してきたところでございます。</p> <p>更に、新型コロナウイルス感染症の国内発生後には、国立感染症研究所及び国立医療研究センターが策定いたしました「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」によりまして、院内感染対策や、診断の手順、疑い例の定義でありますとか、疑い例に対する対策、検査の流れなどを具体的に周知してきたところであり、今後とも、医師、看護師</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) 一 再 医療機関に対する感染防止策について 前回の委員会においても、感染が疑われる患者対応について、個人診療所も含めてすぐに使えるマニュアル提供ということを求めましたが、その際も、「国の通知を送付している。保健所の相談窓口がある」という答弁でありましたが、それではだめなんです。私は、道内各地の病院について多数調査を行いました。ある病院では、「保健所から通知は来ているが、それだけでは実際に感染疑いの患者が来院した際の対応の仕方には苦慮している。」こう言っておりました。</p> <p>すぐに使える、わかりやすい感染疑いの患者対応マニュアルがなければ、病院等が感染を広げる場所になりかねないというのが現実です。</p> <p>医療機関の対応マニュアルが必要だという認識はお持ちではないんですか。</p> <p>(四) 一 再々 医療機関に対する感染防止策について 毎年の検査をやっているということでした。それでいいんですかね。地方の中核的な病院が実際に対応に苦慮していると言っているんですよ。病院に、感染疑いの患者とどう対応すればいいのか、その方法があらかじめわかっていますかということ、対応方法が決まっていますか、病院の職員の間で共通認識ができていますかということ、実態調査をする必要があるのではないですか。</p> <p>全部の病院でできなくても抽出して、問題があるか、対応方法があらかじめ明確になっているのか、そういうことだけでも把握することから始めたらどうですか。</p> <p>先程来、病院に対して毎年やっている調査、確認を行っていると。こういう答弁なんですけれども、毎年やっているものだけでいいんですか。今この状況で。私はもっと強い危機感はないのかと思いますよ。道庁の担当部署が忙しくて、病院の実態が把握できないということだったらだめですよ。</p> <p>具体的には今後医療機関での受入体制の確立が、鍵を握っていくことになるんじゃないですか。外来診察で帰国者・接触者外来を持つ医療機関以外にも、感染者や感染疑いの患者さんを診察できるように、一般患者と別ルートの診察スペースや人員を確保すること、入院では、感染患者を受け入れるためのベッドの確保やマスクや防護服など、感染防御のための資材を提供すること、さらには検査体制としては、リアルタイムPCR検査機器など、大学や民間検査機関の力も総動員して、検査体制を抜本的に改良する必要があると思います。是非再検討していただきたい。そのことについて強く指摘をさせていただきたいと思います。</p>	<p>をはじめ、医療関係者に、感染症に関する正しい知識を深めていただけるよう取り組んでいく考えでございます。</p> <p>【医務薬務課長】 医療機関の対応についてでございますが、病院等の管理者には、医療法の定めによりまして、院内感染防止のための体制確保に係る措置を講じることとされておりまして、その具体的な内容としましては、院内感染対策のための指針の策定や院内感染対策のための委員会の開催、従事者に対する院内感染対策のための研修の実施、感染症の発生状況の報告、院内感染対策の推進を目的とした改善方法の実施など、総合的な取組が求められているところでございます。</p> <p>院内感染防止のためには、各医療機関がその規模や機能に応じまして、必要な取組を着実に実施していただくことが重要と認識しております。</p> <p>【医務薬務課長】 医療機関の対応状況についてでございます。</p> <p>道では、毎年、保健所が医療機関に立ち入り検査を実施をいたしまして、院内感染対策指針の策定状況や院内感染対策委員会の開催状況、従事者等に関する研修の実施状況を確認し、不備がある場合には、必要な指導を実施してきているところでございまして、各医療機関がそれぞれ抱える課題などに対してもきめ細かく対応してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 検査体制について PCR検査ですけれども、今実施できるのは、どこで、病院での検査体制を整えていくべきですけれども、現状はどうなっていますか。</p> <p>(六) 情報管理について 正確な情報を必要なだけ速やかに道民に伝えるということが求められていると思います。 知事は「丁寧な説明が不足していた」ということについて反省するとしまして、「局面の変化を踏まえた危機管理ができなかった」ということもおっしゃっています。 道民に速やかに伝えるべき情報はどのような基準で判断されるのか、初期の頃とどう変わったのかということについて明らかにしてください。</p> <p>(七) 感染者が子ども等の場合の情報管理について 感染者が特に子どもである場合、障がい者である場合など、人権保護の観点というのが、特に重要だと考えます。個々のケースについて検討することも必要である。情報管理に細心の注意を払うべきと考えます。どのような情報管理をしますか。</p> <p>(八) 消毒薬等の不足について マスクや消毒薬など、ドラッグストア店頭から消えているというのが現状であります。それらの必要性が高いと思われる医療機関などでは、ストックがあるところが多いと聞いておりますけれども、その追加ができないというふうに向っています。 災害時用のストックの活用ですとか、自治体間の融通ですとか、国の機関からの支援ですとか、不足している材料や物資の確保を検討すべきではありませんか。</p> <p>(八) 一再 消毒薬等の不足について 毎週、在庫状況の調査をしているという答弁でありました。その調査の結果はどのようになっていますか。</p>	<p>【がん対策等担当課長】 検査体制についてでございますが、道内では、現在、道立及び札幌市の衛生研究所で実施しており、それぞれ一日最大で20名分の検査が可能となっております。 また、検査依頼件数も増加してきておりますことから、道立衛生研究所では、新たに検査機器を導入するなど、検査体制の強化を図ることとしており、今後とも適切に対応してまいる考えでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】 感染症発生状況の公表についてでございますが、道内一例目などの発生当初は、公表にあたり、厚生労働省との協議のもとで、その時点での正確な情報を道民の皆さまに発信してきているところでございます。 その後、道内におきまして、渡航歴がなく、感染経路が不明な感染者が発生するなど、状況が異なってきましたことから、道としましては、公衆衛生上の必要性と個人情報保護を比較考量しながら、国籍や職業のほか、受診した医療機関や行動歴・滞在歴について、原則、振興局単位で公表することとしたところでございまして、今後とも、市町村と連携しながら、道民の皆さまに、速やかに正しい情報を提供してまいる考えでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】 公表内容についてでございますが、患者情報の公表に当たりましては、公衆衛生上の必要性と個人情報保護を十分、比較衡量することとしており、個々のケースについて、こうしたことをしっかりと検討した上で道民の皆さまに対する情報提供を行ってまいりる考えでございます。</p> <p>【医務薬務課長】 消毒薬等の確保についてでございますが、厚生労働省からは、新型コロナウイルス感染症の診察などに支障の生じることのないよう、サージカルマスクや消毒薬等防護用具を、都道府県が備蓄を確保するよう要請されているところでございます。 現在、道では、保健所及び道内感染症指定医療機関におけますサージカルマスクや防護服など各種防護具の在庫状況を毎週調査を実施し、その結果を厚生労働省へ報告いたしますとともに、道独自に、道内の医薬品及び医療機器卸売販売業者に対しましても、毎週、在庫状況を調査しているところでございます。 道といたしましては、今後とも、防護用具などの安定供給に向けまして、道内の関係団体と十分に連携を図るとともに、調査結果なども踏まえながら、必要な防護用具等が早期に確保できるよう国に対して要請してまいりたいと考えております。</p> <p>【医務薬務課長】 消毒薬の在庫状況等についてでございますが、道では道立保健所26カ所と、政令市保健所4カ所、そ</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>すか。不足やあるいは在庫切れというようなことはないですか。</p> <p>(九) 感染者を潜伏させないための特別な対応について 無保険者や外国人を含めむすべての人が、速やかに検査、治療を行えるようにすべきであります。必要に応じて特別対策も検討すべきではありませんか。</p> <p>(九) 一再 感染者を潜伏させないための特別な対応について 資格証明書の場合は、病院窓口でいったん10割全額を支払わなくてはならないので、受診をためらう傾向があるということは明らかであります。ですから、その場合に、感染していながらも潜伏すると、感染を広げるという可能性があると考えられます。 全国保険医団体連合会は20日、この問題を指摘して、首相と厚生労働省に善処を求めています。 すぐに受診できるような特別対策を実施すべきではありませんか。</p> <p>資格証明書の方は、電話で相談センターにあらかじめ受診前に相談するということがあるんだろうと思います。その場合、受診するということになると市役所ですとか、町村役場で短期被保険者証を交付してもらうということになりますが、その際に滞納保険料の納入を条件としないで、無条件に保険証を交付するということが重要であります。無条件で保険証を交付することを指摘しておきたいと思えます。</p> <p>(十) 今後の対応について これ以上感染を広げないための緊急打開策、体制強化と、道民不安に答えるための情報提供、国はもちろんですが、民間との協力体制などなすべきことは、すべてなすということで、全庁的な対応も含めた今後の対処方針をうかがいます。</p>	<p>れから道内感染症指定医療機関の主な防護用具の在庫状況を点検しているところでございまして、現時点におきましては、集団感染の発生など、患者が急増しない限り、当面必要な分量は確保できているものというふうに考えていますが、今後とも医療機関の受療動向を把握しながら必要量を確保できるよう、国にしっかり要請してまいりたいと考えております。</p> <p>【健康安全局長】 感染症の予防対策についてでございますが、道では、感染が疑われる方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐため、全ての二次医療圏に「相談センター」を設置をし、きめ細やかな相談対応や受診調整などを行ってきているところでございまして、今後とも、無保険者や外国の方を含め、受診を必要とする方が必要な医療を受けることができるよう努めてまいります。</p> <p>【国保広域化担当課長】 国保の被保険者資格証明書の運用についてでございますが、市町村では、国の通知に基づき、資格証を交付されている方が、窓口において、医療を受けてる必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の支払いが困難である旨の申し出を行った場合は、緊急的な対応として、短期被保険者証を交付し、必要な医療を確保できるよう対応しているところであります。 なお、資格証明書を交付されている方が受診する際の特別対策については、国において決定されるものと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の対応についてでございますが、道内において、新型コロナウイルス感染症の患者が増加している中、感染拡大の防止や道民の皆様の不安解消に向けた対策が最重要課題であると認識をしております。 このため、道では、感染症危機管理対策本部におきまして、庁内や関係機関との情報共有を図りつつ、また連携を図りながら、正しい情報の提供や保健所等に設置いたしました「相談センター」におけるきめ細やかな相談対応や受診調整などに取り組んできているところでございます。 道といたしましては、検査体制の整備や医療提供体制の確保などに対応していくため、大学や医療機</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
	<p>関のご協力をいただきますとともに、庁内に設置をいたしました「新型コロナウイルス感染症対策チーム」のもと、全庁をあげて、感染症対策に万全を期してまいる考えであります。</p>